



6月定例会議のまとめ

6月定例会議では、令和7年度一般会計補正予算や条例関係などの市長提出議案20件を審議しました。また、国への意見書として、議員提出議案1件を可決しました。



6月定例会議での

議案審議

【開催期間】	6月2日～6月20日(19日間)	
【市長提出議案】	補正予算	2件
	条例関係	7件
	契約変更	3件
	市道認定・廃止	3件
	人事関係	5件
【議員提出議案】	1件	

市長提出議案のおもな事業概要



議案第56号 令和7年度所沢市一般会計補正予算(第2号)

“日本の航空発祥の地 所沢”を盛り上げます

事業費：5万円

「(仮称)所沢航空発祥祭」開催準備事業

(問合せ：商業観光課 2998-9155)

日本で初めて飛行場からの飛行が成功した「日本の航空発祥の地 所沢」のPRを目的に、飛行が成功した日とされる4月5日に市民を主導としたイベントを開催するための準備を進めます。

💡 市民文化フェアとの違いは ?

所沢航空記念公園では、毎年4月上旬に「市民文化フェア」というイベントを1986年から2023年まで38回にわたり開催していました。市民文化の発信をテーマとした「市民文化フェア」に対し、「(仮称)所沢航空発祥祭」は航空発祥の地・所沢のPRをテーマとしています。



▲初飛行に成功したアンリ・ファルマン機/1911年



航空発祥の地

検索

ライト兄弟が人類初の有人動力飛行に成功してから、わずか8年後の1911年、所沢に日本初の飛行場ができました。1911年4月5日の初飛行では所沢の住民のほか、多くの見学者が飛行を見守ったといわれています。

問

開催日を令和8年4月5日と決定しているが、イベントを成功させるため、これから機運を高めていく上でも、周知活動なども非常に重要になってくると思う。市内外、インバウンドに向けた周知活動をどう行うのか。

答

イベントの開催に当たり、まずは実行委員会を立ち上げたいと思っており、この実行委員会で周知活動を行うが、市としても、ホームページや広報ところざわ、SNS等を通じて周知していくことを想定している。

問

所沢航空発祥記念館の長期休館は関係があるのか。

答

イベントの最大の目的は「航空発祥の地 所沢」をアピールすることである。航空発祥記念館は今年9月から令和9年3月まで、長期のリニューアル工事に伴う休館が予定されており、「航空発祥の地 所沢」をPRする機会が減ってしまうこともあり、令和8年4月に当イベントを開催したいという考えから事業を立ち上げた。

原案  
可決

議案第56号 令和7年度所沢市一般会計補正予算（第2号）

## 地域の活性化を目指します

事業費：197万1千円

### 三ヶ島アーティスト・イン・レジデンス実施事業（問合せ：文化芸術振興課 2998-9211）

アーティストやアート関係者に三ヶ島地区へ滞在する機会を提供し、アート作品の制作や発表、ワークショップ等を行うことで、アーティストと地域住民、地域住民同士の交流の機会を創出し、地域住民の定住や、アーティストの移住先となるよう地域の活性化を目指します。



アーティスト・イン・レジデンス（AIR）とは？

国内外の芸術家等が一定期間滞在し、様々な交流を通じて創作活動等に有益となるプログラムを提供する事業です。

宿泊施設への滞在費は市が負担します

#### Step1

アーティストへ開催地域に関連した作品の制作を依頼します。



#### Step2

開催地域の施設を活用したトークイベント等を行い、地域との交流を促進します。



#### Step3

完成した作品は市内に恒常的に展示します。



三ヶ島 アート

検索

三ヶ島地区では、アートによる愛着や誇りの醸成、地域活性化を図ることを目的として、座れるアート作品「アートベンチ」を制作し、令和5年度より設置しています。

問

三ヶ島地区を選んだ理由は。

答

三ヶ島地区は豊かな緑や自然、歴史を有し、埼玉県立芸術総合高等学校や早稲田大学所沢キャンパスがあることから、学生や若年層と接点を持ち、アートとの親和性や可能性が期待できる地域であることから選定した。

問

アーティストの滞在期間はどの程度を見込んでいるのか。また、アーティストとの交流は今回の事業のみの短期間とするのか、それとも中長期的に所沢とのつながりを持つことも視野に入れているのか。

答

アーティストが作成する作品により左右されるが、滞在期間は2週間から最大でも1か月程度を想定している。今回の取組をきっかけとし、アーティストの方々と新たなつながりが生まれることや、作品を常設することで新たな人の流れが生まれることが期待できる。

事業費：4,479万2千円

### 歴史的建造物整備活用事業（基本設計）

（問合せ：文化財保護課 2991-0308）

寿町に所在する国登録有形文化財「秋田家住宅」と敷地全体の整備と活用を図るものです。中心市街地に今も残る「秋田家住宅」を整備し、活用することで、「所沢のまちば」の歴史・文化を伝え、「ふるさと所沢」を愛する心を育てることにあわせ、日常的に市民が交流する空間の創出や所沢駅周辺から西所沢エリアや航空公園エリアなどへの回遊拠点の1つとして地域の商業や観光の活性化にも貢献することを目指します。



▲秋田家住宅店舗兼主屋の外観

実施スケジュール

令和7年度	令和8年度	令和9年度～12年度	令和13年度～
基本設計	実施設計	整備工事	公開活用

問

「日常的に市民が交流する空間の創出」とあるが、具体的にどのような機能を持たせることを考えているのか。

答

地域の方に日常的に利用していただくことが必要であると考えており、例えば、観光案内の機能を持たせることができれば、所沢駅周辺のにぎわいを「秋田家住宅」を経由して所沢神明社や旧鎌倉街道方面へ、そこからまた西所沢エリアへとつなげていくことなどでその役割を果たしていけるものと考えている。

## 人事関係

### 監査委員の選任に同意

議案第71号 監査委員選任の同意を求めることについて

いちかわ ひろあき  
市川 博章 氏

### 教育委員会委員の任命に同意

議案第72号・議案第73号 教育委員会委員任命の同意を求めることについて

むらやま こずえ  
村山 こず恵 氏

ひらつか としお  
平塚 俊夫 氏

### 人権擁護委員の推薦に同意

諮問第1号・諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

かわさき ゆきみ  
川崎 幸美 氏

きただ きくお  
北田 紀久雄 氏

## 議員提出議案

議員提出議案第9号

### 事前復興まちづくり計画の策定支援を求める意見書について



意見書全文はコチラ

地震や豪雨などの大規模な災害が発生すると、市街地をはじめインフラが壊滅的な被害を受け、被災市町村は復興まちづくり事業に取り組むことになるが、市街地等の基盤整備は、産業や住宅、教育等の分野の基盤として、他分野の復興まちづくり事業に先立って実施しなければならない。そのためにも、早期の復興まちづくり計画の策定、事業着手、事業完了が求められる。

被災後に迅速な復興まちづくりを行うには、平時から災害が発生した際のことを想定し、事前に体制と手順の検討、建物や土地利用状況などの必要なデータの整理、復興まちづくりの目標の検討などを行う復興事前準備に取り組むことが重要である。よって、政府に対して「事前復興まちづくり計画」策定に対する防災・安全交付金による支援や、「事前復興まちづくり計画」策定を検討・実施する自治体への技術的助言などの支援の強化を求め、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものである。

### 【討論】議案第60号・議案第61号に反対



石本 亮三 議員  
(立憲リベラルの会)

下水道受益者負担金及び分担金の1㎡当たりの金額を1,130円から1,350円に引き上げる主な4つの対象地域が一番高い負担金額は、三ヶ島地区で約515万円、富岡地区で約375万円、小手指地区で約505万円、柳瀬地区に至っては約952万円である。これらの引上げ幅は19.4%であるから、これだけの負担増をよいと思われる方はいないと信じる。私たちの会派は、1円たりとも負担金と分担金を引き上げてはならないと言うつもりは全くない。下水道整備に当たり、昨今の人件費や資材のコストの上昇から、多少の引上げはやむを得ないものと思っているが、20%近い引き上げの衝撃度と唐突度はどうしても理解できない。



矢作いづみ 議員  
(日本共産党所沢市議団)

下水道事業の分担金、負担金の値上げに際し、上昇しすぎないための努力は理解できるが、下水道法第3条に、公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとあるように、住民の公衆衛生を維持するのは自治体の責務である。第1次市街化調整区域下水道整備計画と第2次市街化調整区域下水道整備計画を比較した場合、単位負担金額1.3倍の増額は、第2次市街化調整区域下水道整備計画の対象者への不公平の是正が必要である。今回の負担金には物価高騰が反映されており、平均的に85万円の負担を住民に強いるものだ。よって、物価高騰の中、住民への負担軽減が必要であると判断し、反対する。

